



国勢調査とは

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために実施されます。

国が行う統計調査の多くは、統計法に基づく基幹統計調査として実施されています。国勢調査は、その中で最も基本的な統計調査として、5年ごとに実施することが統計法で定められています。

調査期日・調査の対象

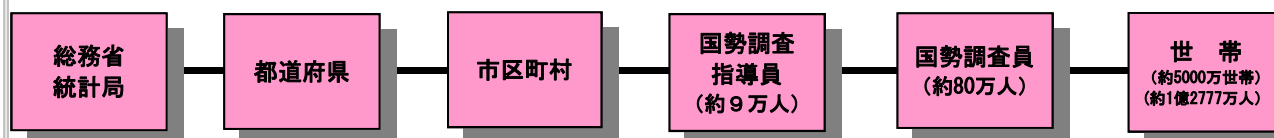
平成22年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人を対象として調査を行います。

日本にふだん住んでいる外国人も対象になります。

調査の流れ

国勢調査は、下の図に示す流れで実施されます。

調査は、国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行われます。調査完了後は、すべての調査票が総務省統計局に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。



調査結果の利用

◇法定人口としての利用

衆議院小選挙区の画定、都道府県や市町村議会議員定数の確定、地方交付税の算定 など

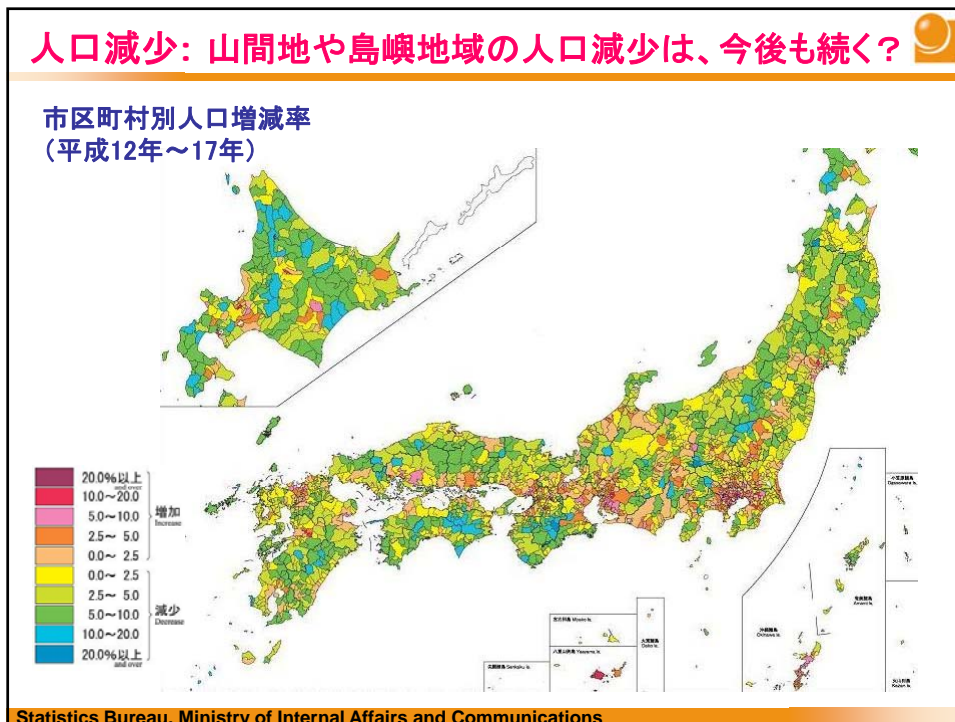
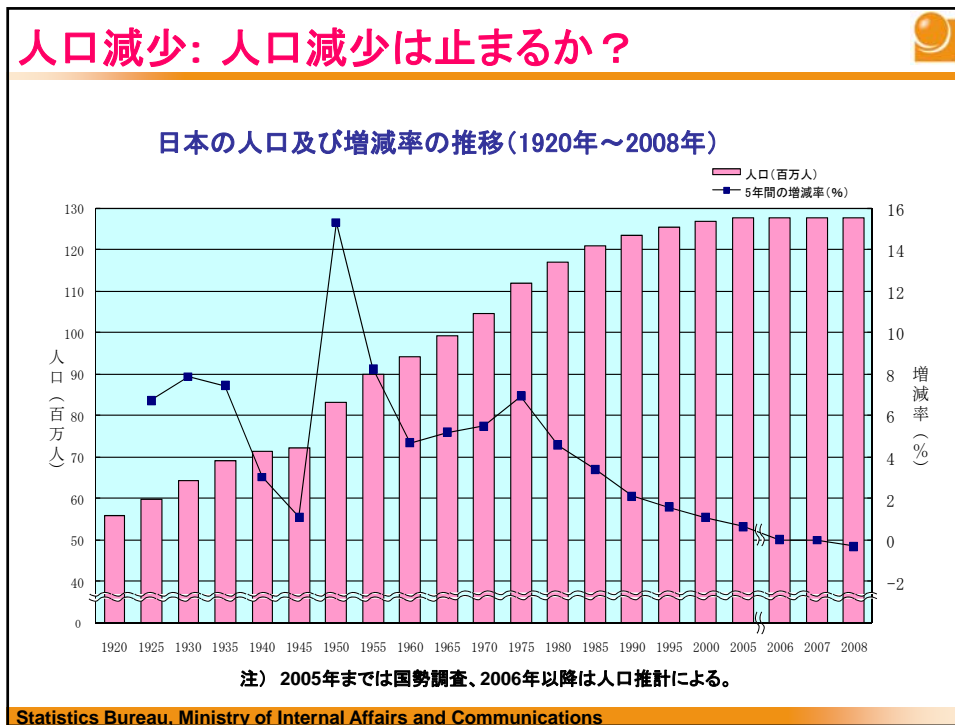
◇行政施策の基礎資料として利用

福祉政策、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体における様々な施策の実施や計画の策定 など

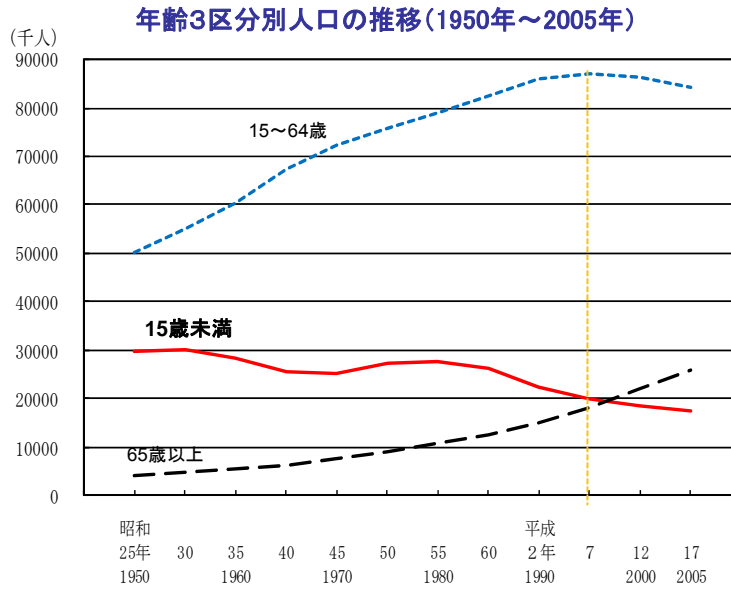
◇学術、教育、民間など広範な分野で利用

人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、小・中学校などの教育用資料、民間企業での需要予測や店舗等の立地計画 など

国勢調査でわかること - これからの日本は？

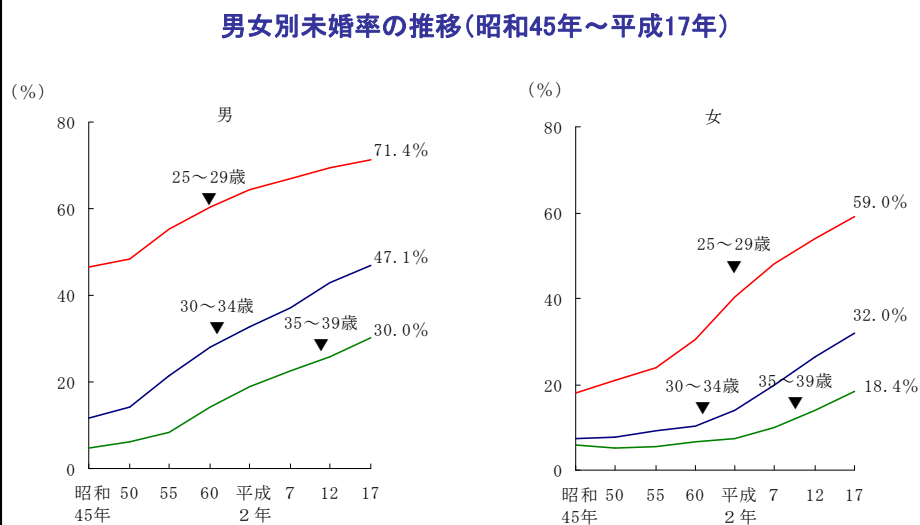


少子高齢化：15歳未満人口はどの程度減少する？



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

少子高齢化：未婚率はどこまで上昇するのか？



Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications



平成22年国勢調査の実施に向けた改善と特徴

調査方法について	
その1	◇調査票の封入提出方式の全面導入 調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯が増加していることを踏まえ、すべての世帯で調査票を封入して提出する方式を導入します。
その2	◇郵送提出方式の導入 日中不在がちな世帯が増加していることや調査員に会いたくないとする世帯があることを踏まえ、郵送による提出方式を導入します。 なお、調査票の提出方法（調査員への提出又は郵送での提出）は、世帯が選択することとします。
その3	◇インターネット回答方式の導入（モデル地域） 将来、インターネット回答方式を全国に拡大させていく観点から、インターネットの普及率が高く、かつ、単身世帯やオートロックマンション居住世帯などの面接することが難しい世帯が多い地域をモデル地域として選定し、インターネット回答方式を導入します。

結果の公表・提供について	
その1	◇少子高齢化の進展への対応 子どもと親の労働力状態等の世帯に関する集計の充実、高齢者の年齢別集計や労働力状態の集計の充実、子どもを含む人口移動の集計の充実などを図ります。
その2	◇雇用環境の変化への対応 正規・非正規職員の別による雇用形態を把握します。
その3	◇国際化への対応 近年の国際化に対応し、日本に住む外国人に関する集計について、表章地域の拡大などの充実、詳細な国籍別集計結果の早期提供を行います。
その4	◇ICTを活用した提供の促進 インターネットによる集計結果の提供に重点を置くとともに、パソコンにおいてより利用しやすいものとなるよう統計表の様式を改善することとしています。
その5	◇利便性の向上 市町村合併後の地域分析のニーズに対応するため、旧市町村境域による統計の整備を行います。また、地域の比較分析の便に資するため、市区町村一覧形式による統計表の充実や時系列表の早期提供を図ります。

守秘義務と報告義務について

- 国勢調査は、統計法に基づいて実施するものです。
- 統計法では、調査対象者が安心して、事実をありのまま回答できるよう、統計調査に携わる者に対して厳格な守秘義務を課しています。また、調査対象者の報告義務と、報告を拒んだり虚偽の報告をした場合の罰則が規定されています。